

幸田町地域公共交通計画(仮称)策定について

～計画策定に向けた検討方針・スケジュール～

1. 地域公共交通計画策定の目的

1.1 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものであり、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定めている。

地域公共交通計画の作成に際しては、国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねながら作成する。

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

国土交通省

→ 参考資料p30~34

○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進（作成経費を補助 ※予算関連）
- ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
⇒データに基づくPDCAを強化

○地域における協議の促進

- ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- ・通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



出典：国土交通省資料

図 1-1 地域が自らデザインする交通

1.2 地域公共交通計画の位置づけ

地域公共交通の位置づけ（上位・関連計画との関係）は、以下のとおり。

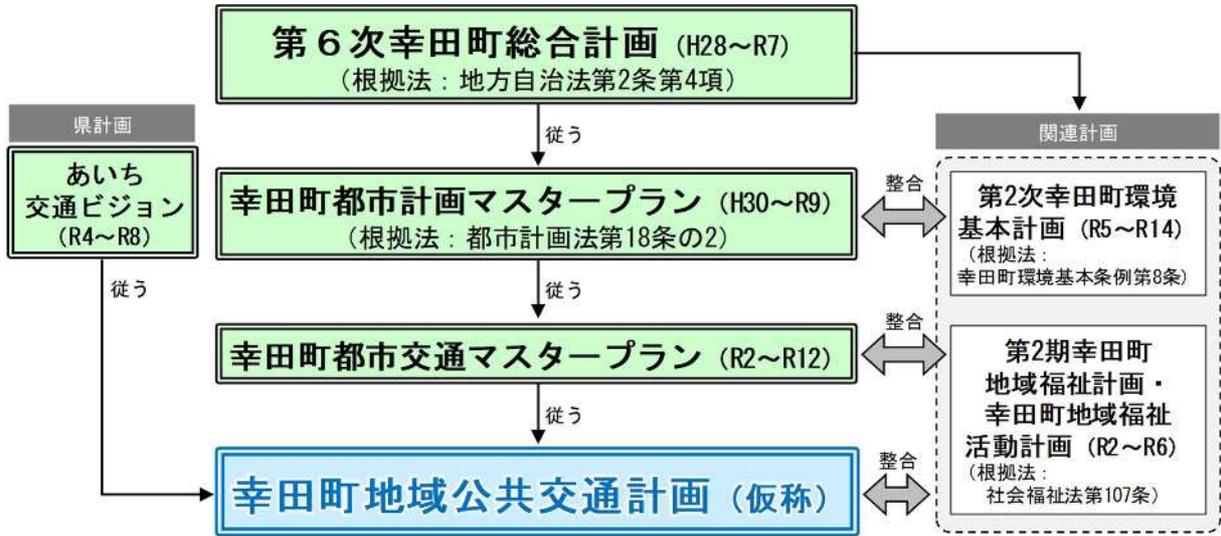


図 1-2 上位・関連計画との関係

幸田町地域公共交通計画（仮称）は、幸田町都市交通マスタープランを直接の上位計画として、都市交通施策のうち公共交通施策とそれ以外の交通手段の施策の一部を対象とする。

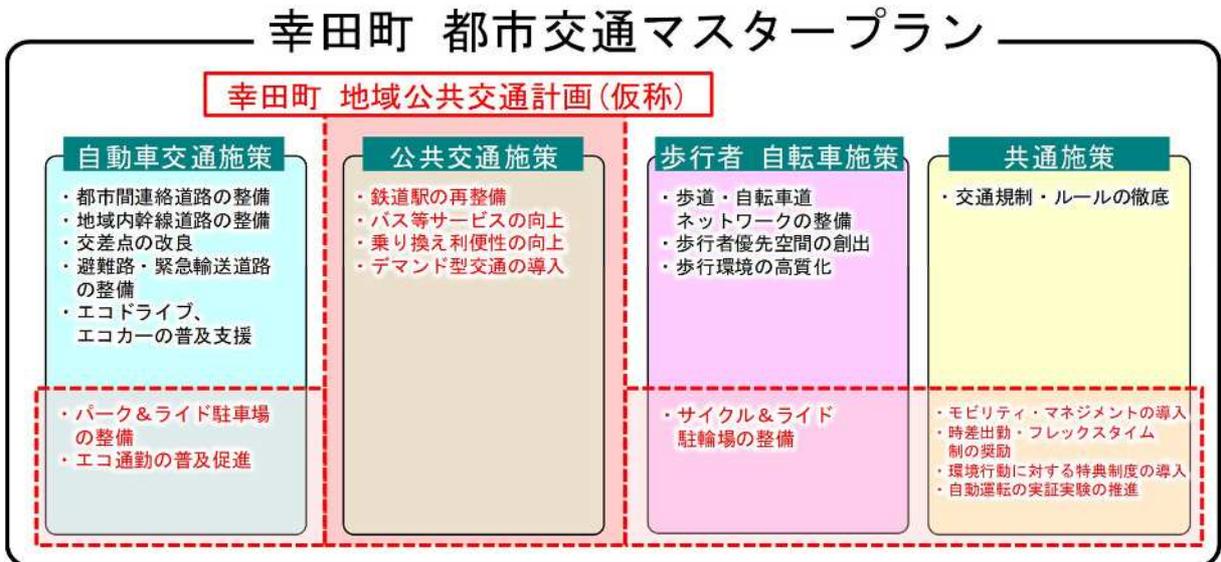


図 1-3 都市交通マスタープランとの関係

2. 地域公共交通計画の構成案

2.1 法定記載事項

地域公共交通計画の策定のためには、改正活性化再生法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）第5条第2項に定められた記載事項を満たす必要がある。

表 2-1 必要記載事項

必須記載事項	概要
① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針	計画が目指すべき幸田町の将来像と、その中で公共交通が果たすべき役割を明確にし、取り組みの方向性を定めます。
② 地域公共交通計画の区域	計画の区域は幸田町全域を設定します。
③ 地域公共交通計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。
④ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。
⑤ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項	達成状況の評価とその結果を踏まえた見直し方針を設定します。
⑥ 計画期間	原則5年程度とされていますが、地域の実情に合わせて設定可能です。
その他、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項	その他、基本方針に基づき記載すべき事項がある場合に記載します。

2.2 構成案

改正活性化再生法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）第5条第2項に定められた記載事項および、直接的な上位計画である「幸田町都市交通マスタープラン」の構成を踏まえ、地域公共交通計画の構成案を設定した。



図 2-1 幸田町地域公共交通計画（仮称）の構成（案）

3. 検討スケジュール

検討スケジュールを以下に示す。

表 3-1 検討スケジュール

作業項目		令和6年									
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現況整理		■	■	■							
ニーズ調査			■	■	■						
計画案の作成	(1) 計画の基本方針の検討		■	■	■	■					
	(2) 主要施策の検討					■	■	■			
	(3) 評価指標の検討						■	■	■		
	(4) 計画案の作成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	(5) パブリックコメント								■	■	■
地域公共交通会議			◆		◆				◆		◆